

●香川県告示第107号

平成12年香川県告示第79号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
略				略			
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>健康福祉部薬務課</u>	毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>健康福祉部薬務感染症対策課</u>
医薬品登録販売者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>健康福祉部薬務課</u>	医薬品登録販売者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>健康福祉部薬務感染症対策課</u>
略				略			